

令和4年2月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7件
（うち照明器具3件、シュレッダー2件、
フードミキサー（ブレンダー）1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うち超音波洗浄機1件、電気冷温風機1件、電気ストーブ1件、
コンセント1件、自転車1件、IH調理器1件、洗浄剤1件、
オーブントースター1件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900549、A201900561、A201900850、A201901072、A201901101、A202000153、A202000266を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900549	令和元年9月23日	令和元年10月3日	照明器具	CL12D-5.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上の平滑用フィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部短絡が生じて電源回路に過電流が流れ、コンデンサー及び周辺の部品が焼損したものと推定される。	静岡県	令和元年10月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900561	令和元年9月17日	令和元年10月7日	照明器具	CL12DL-E1	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上に取り付けられた電子部品が誤動作又は故障したため、下段に位置する電子部品が発熱して基板が焼損し断続的なスパークにより出火に至ったものと推定される。	東京都	令和元年10月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900850	令和元年11月17日	令和1年11月28日	照明器具	CL14DL-5.0-WFU	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上の平滑用フィルムコンデンサーに不具合があったため、フィルムコンデンサーが内部短絡し、焼損したものと推定される。	大阪府	令和元年12月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901072	令和2年1月16日	令和2年1月27日	シュレッダー	2270MW	株式会社明光商会	火災 軽傷1名	事務所で当該製品にエアゾールスプレーを吹き付けたところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。 調査の結果、当該製品に使用者がスプレー缶(エアダスター)を噴射したため、含まれていた可燃性ガスが当該製品内部に滞留し、スイッチ等の電装部の火花が可燃性ガスに引火し、爆発したものと推定される。 なお、当該製品本体及び取扱説明書に可燃性ガスを含むスプレー類の使用に関する注意表示がなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	兵庫県	令和2年1月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901101	令和元年10月5日	令和2年2月3日	フードミキサー(ブレンダー)	HBL-200	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の電源プラグを差したまま手入れ中、電源ボタンを握ったところ、左手指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、電源スイッチが本体側面の平らな位置に取り付けられており、本体を握ったときに電源スイッチが入りやすい構造のため、手入れの際に電源プラグを差したまま本体を握ったことで、電源スイッチが入り、ブレンダーの刃で指がを負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「手入れの際は、必ず電源プラグをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	愛知県	令和2年2月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000153	令和2年5月22日	令和2年6月8日	シュレッダー	4310MU	株式会社明光商会	火災 軽傷1名	事務所で当該製品にエアゾールスプレーを吹き付けたところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が負傷した。 調査の結果、当該製品に使用者がスプレー缶(エアダスター)を噴射したため、含まれていた可燃性ガスが当該製品内部に滞留し、スイッチ等の電装部の火花が可燃性ガスに引火し、爆発したものと推定される。 なお、当該製品本体及び取扱説明書に可燃性ガスを含むスプレー類の使用に関する注意表示がなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	静岡県	令和2年6月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000266	令和2年6月2日	令和2年7月17日	ポータブル電源(リチウムイオン)	HY1100	株式会社エムケートレーディング (輸入事業者)	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	埼玉県	令和2年7月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100814	令和3年12月24日	令和4年1月27日	超音波洗浄機	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月17日
A202100815	令和4年1月16日	令和4年1月27日	電気冷温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202100816	令和4年1月11日	令和4年1月27日	電気ストーブ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から25年以上経過した製品 令和4年1月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100817	令和4年1月14日	令和4年1月27日	コンセント	火災	商業施設で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202100818	令和3年8月4日	令和4年1月27日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月19日
A202100819	令和4年1月17日	令和4年1月28日	IH調理器	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100820	令和3年11月15日	令和4年1月28日	洗浄剤	重傷1名	当該製品で洗浄した浴槽にお湯を張り、浴槽に入ったところ、転倒し、右肩を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月19日
A202100821	令和3年8月31日	令和4年1月28日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和4年1月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月下旬 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100822	令和4年1月18日	令和4年1月28日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から20年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具 (管理番号:A201900549)



照明器具 (管理番号:A201900561)



照明器具 (管理番号:A201900850)



フードミキサー（ブレンダー）（管理番号:A201901101）



ポータブル電源（リチウムイオン）（管理番号:A202000266）

